

令和6年12月27日

関係各大学長
関係各部局長 各位
関係各機関長

東京大学総合研究博物館
館長 西秋良宏
(公印省略)

教員の公募について（依頼）

このたび東京大学総合研究博物館では、下記の要領で特任教員を公募いたします。つきましては関係各位への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

—記—

1. 職名人員： 特任教員（1名）
2. 専門分野： 同位体生態学、同位体地球化学、地理情報学
3. 応募資格：
 - 1) 有機物の炭素・窒素同位体比、バイオアパタイトの酸素・炭素・ストロンチウム同位体比の前処理ならびに機器分析の経験を有する方
 - 2) 同位体比を用いた動物個体の移動履歴や出身地推定に関する情報解析の経験を有する方
 - 3) 文化財や学術標本など希少資料の分析に係る研究開発に意欲を持っている方
 - 4) 博士の学位を有する方
4. 契約期間： 2025年4月1日以降できるだけ早い時期～2026年3月31日
5. 更新の有無： 予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、年度単位により更新する場合があり得る。ただし、最長で2027年3月31日までとする。
6. 試用期間：採用された日から14日間
7. 就業場所：総合研究博物館（東京都文京区本郷7-3-1）
8. 業務内容：同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化に係る研究と教育に関連する分析指導の業務
9. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
 10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 11. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
 12. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円～50万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則月額55,000円まで）
 13. 加入保険：文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入
 14. 提出書類
 - 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

- 2) 研究業績一覧（論文・著書・その他。論文については査読の有無で区分） 3)
これまでの研究活動の概要（1,000字程度）
- 4) 今後の研究計画と抱負（1,000字程度）
- 5) 主要な研究業績3編以内
- 6) 応募者について参考意見をうかがえる方（2名）のお名前と連絡先
- 7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（以下からダウンロードし作成すること。）

https://univtokyo-my.sharepoint.com/:w/g/personal/0204878413_utac_utokyo_ac_jp/EUDq-wGoFNRLkQFyrB8rX5UBGdjBZe-FgYuVHo-8mjP2ZA?e=UW9POh&wdLOR=cEC324E05-F475-4D95-AA6F-6A66B4671965

15. 応募締切：2025年1月21日（火曜日）必着
16. 選考方法：書類選考の後、面接を行うことがある
17. 応募方法：次の二つのいずれかの方法による
- 1) 上記「14. 提出書類」の電子ファイルをZip形式に圧縮して以下のURLにアップロードする。その際、Zipファイル名を「年測室特任助教応募_氏名」（例：年測室特任助教応募_東大花子）とすること
https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/0204878413_utac_utokyo_ac_jp/EvtW6cgtoBlHtOSJ-En6b6cBTiuzWcMr128DN3bVcWtzyw
- 2) 上記書類を簡易書留にて郵送。表に「年測室特任助教応募書類在中」と朱書のこと

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学総合研究博物館 館長 西秋良宏

注）主要な研究業績は各5部提出すること（コピー也可）。提出された応募関係書類は原則として返却致しませんのでご了承下さい

※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。

18. 問い合わせ先：

東京大学総合研究博物館事務室庶務担当

電話：03-5841-2803 メール：um-shomu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

19. 募集者名称：国立大学法人東京大学

20. その他

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。